

要 約

本調査は、我が国制度の改善の参考とするとともに、今後の関税技術協力事業の実施に反映させることを目的として、ASEAN4 カ国（タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン）における水際での侵害物品の取締りの制度及び実態等について調査を行った。

その結果を、各国毎に要約すると下記のとおりである。

<タイ>

制度的には、既に詳細規則等の整備も進み、実効性を確保するために権利者と税関の間に結ばれる MOU、各省連携推進にかかる MOU 等、運用面での実効性確保のための制度も整備されている。税関はこれらの制度に基づき、裁判所命令によることなく、商標と著作権に係る知的財産侵害物品を独自の権限により差止め、没収（ないし開放）し、処分することが可能である。

実態としても、権利者からの要請に基づき、あるいは自らの職権により、税関は積極的に疑義物品の差止めを行っており、一定の成果を上げている。その反面、権利者との関係においてコスト負担や情報開示の面で規定との齟齬が見られたり、他の関係各省との連携体制が必ずしも十分でないことに加え、各省の管轄に対するセクショナリズム意識が強く見られる等の問題点も指摘できる。

<マレーシア>

TRIPS 統合的な法制度は整備が進んでいるものの、詳細施行規則に十分な点が残っており、また運用面での行政手続きの徹底には今後更なる充実が期待される。水際措置に関しては、商標権・著作権に関して権利者は知財当局を介して税関に措置請求をできることになっているが、本制度に対する普及啓発活動・広報活動は十分でなく、権利者側が広く認知するに至っていない。

課題としては、請求にあたっての申請書の記載内容や提出先となる行政窓口について、関係機関間（例えば、国内取引消費者関係省 MDTCA とマレーシア知的財産公社 MyIPO の間）でも混乱があり、統一した手続きが周知されるに至っていない点（こうしたことなどから未だ請求の実績がない）、また、持ち込まれた請求を受けて裁判所命令を出すまでの裁判所側の詳細規程が整備されていない点、知財所管当局間で取り締まり所管権限が分散している点、の3点が挙げられる。

<インドネシア>

WTO/TRIPS 協定発効を契機として、近年、知的財産権に関する法整備を推進しており、特に 2000 年から 2002 年には TRIPS 統合的な知的財産権法の整備が進んだ。こうした政府の活動に伴い、社会における知的財産権侵害に対する意識も高まってきているが、他方で

法整備もまだ不十分な点が指摘されている。

課題としては、IP 権利者が税関に対して直接差し止め請求をすることができず、まず裁判所の命令を得なければならない点、関係各省連携スキームの機能が効率的に機能しなくなっている点、の2点が挙げられる。

なお、インドネシアにおいては、日系企業による活動とインドネシア側企業団体 KADIN との連携が進んでおりインドネシア政府側も重視している点は注目できる。また、他国と異なる「文民捜査官」のスキームは、権利者の救済措置として他国にない制度として留意すべきである。

<フィリピン>

フィリピンの水際取締措置は、今回調査対象4カ国の中では、タイと並んで制度的に最も整理されていると言える。法構造上では、知財法を関税法で受け、知財侵害物品を輸入禁制品に指定しているため、税関当局の能力は、権利者からの請求に対して対応することと職権探知能力の双方を担保され、かつ、輸入品に関係する限り税関の担当部門は国内市場での取締りもできることになっている。

実態面においては、権利者からの事前の登録制度が上手く活用されていない、あるいは知財権登録制度自体に不備がある等の問題や、検査に係る税関のマンパワー不足、さらに差し止め後の真贋決定までに時間が係るといった問題も指摘されているものの、民間からは概ね良好に評価されている。特に、知的財産庁を中心とした関係機関の連携体制は、水際取締に限らず、知財侵害全般への対処という点において実質的な機能を果たしていると見られる。